



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新・2件（自然保護・緑化推進課） 1
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定（自然保護・緑化推進課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課） 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 2
- 事業の認定（用地課） 2
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課） 3
- 公有水面埋立ての免許・2件（港湾課） 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 6
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・5件（県民生活課） 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・7件（国際物流商業課） 8
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 9
- 開発行為に関する工事の完了・11件（中部土木事務所） 10
- 開発行為に関する工事の完了・11件（南部土木事務所） 13
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立総合教育センター） 16

告 示

沖縄県告示第518号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、屋嘉比島鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

更新後の存続期間 平成26年11月1日から平成46年10月31日まで

沖縄県告示第519号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、伊良部島鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

更新後の存続期間 平成26年11月1日から平成46年10月31日まで

沖縄県告示第520号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、屋嘉比島鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定した。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 名称 屋嘉比島特別保護地区

- 2 区域 屋嘉比島の全域
- 3 存続期間 平成26年11月1日から平成46年10月31日まで

沖縄県告示第521号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。
平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
なかいま鍼灸整骨院（仲井間憲久）	名護市港一丁目11番7号	平成26年7月1日
さくら鍼灸整骨院（東江敏博）	浦添市宮城六丁目23番17号	平成26年7月1日

沖縄県告示第522号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年10月10日から同月24日まで与那城町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 発起人の住所及び氏名 うるま市与那城276番地 山城要、うるま市与那城西原241番地の2 新立孝行
- 2 加入区 与那城加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 与那城町漁業協同組合

沖縄県告示第523号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 起業者の名称 読谷村
- 2 事業の種類 座喜味城跡駐車場整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味城原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
座喜味城跡駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である読谷村が事業主体となって、起業地内に、駐車場を整備する事業であるところ、同駐車場は法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について
読谷村は、本件事業を施行する機能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について
ア 事業の施行により得られる公共の利益について
座喜味城跡は、世界遺産登録直後から来場者数が増加し、年間約200,000人の観光客が訪れている。しかし、来場者数の増加に伴い、座喜味城跡の既存駐車場の混雑から座喜味城跡周辺の道路脇に

多くの路上駐車が発生している。そのため、周辺住民及び座喜味城跡を訪れる観光客の安全性並びに利便性が阻害されており、今後も座喜味城跡への来場者数の増加が予想され、更なる駐車場のひっ迫が懸念される。

このような状況に対応するため、本事業は「読谷村第4次総合計画後期基本計画」に基づき計画されたものであり、新たに、座喜味城跡の駐車場を整備する事業である。本事業の施行により、座喜味城跡周辺の路上駐車が減少し、周辺住民及び観光客の安全性並びに利便性が向上するものである。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本事業に係る起業地内に、文化財保護法（平成25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしていることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業の起業地の選定に当たっては、本事業に必要な面積が確保できること、既存駐車場と一体利用が可能なこと、敷地の造成が容易なこと等から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

したがって、本事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、座喜味城跡周辺で慢性的に駐車場が不足しており、周辺住民及び座喜味城跡を訪れる観光客の安全性並びに利便性が妨げられている。また、本事業を行わなければ現状の改善の見込みはなく、今後も座喜味城跡の来場者数が増加すると見込まれることから、本事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業に半永久的に供される範囲であることから、収用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているため、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 読谷村教育委員会文化振興課（読谷村立歴史民俗資料館）

沖縄県告示第524号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町及び八重瀬町
 - 2 公共測量を実施する期間 平成26年9月29日から平成27年2月27日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
-

沖縄県告示第525号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州森林管理局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施する地域 伊平屋村の一部、竹富町の一部及び与那国町の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年10月1日から平成29年9月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第526号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成26年10月10日

兼城港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成25年12月16日 沖縄県指令土第1293号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置 島尻郡久米島町字兼城金城2番3及び3番9の地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点のうち①の地点と②の地点とを結ぶ昭和57年12月6日付け沖縄県告示第643号でしゅん功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線（D.L.+1.95メートルにより決定）、②の地点から④の地点までを順次に結んだ線、及び④の地点と①の地点とを結ぶ線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点ガラサー山（北緯26度20分30秒4657、東経126度45分00秒9243）から107度59分51秒251.58メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から117度10分47秒24.76メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から117度41分42秒40.42メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から207度23分15秒23.68メートルの地点
 - ウ 面積 776.34平方メートル
 - (2) 埋立てに関する工事の施行区域
 - ア 位置 島尻郡久米島町字兼城金城2番3、3番9及び184番2の地内並びに同土地の地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ④の地点 四等三角点ガラサー山（北緯26度20分30秒4657、東経126度45分00秒9243）から102度00分34秒238.03メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から117度03分57秒96.06メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から207度27分45秒30.26メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から137度27分17秒23.16メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から227度27分19秒56.60メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から317度27分22秒15.00メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から227度27分13秒18.40メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から317度27分17秒35.00メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から47度27分14秒20.00メートルの地点
 - ⑬の地点 ⑫の地点から317度27分16秒101.12メートルの地点
 - ⑭の地点 ⑬の地点から47度27分13秒34.98メートルの地点
 - ⑮の地点 ⑭の地点から137度24分57秒27.68メートルの地点
 - ウ 面積 9,684.42平方メートル
- 4 埋立地の用途 ふ頭用地

沖縄県告示第527号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成26年10月10日

竹富東港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲井眞弘多

1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成26年8月18日 沖縄県指令土第960号

2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

(7) A埋立区域 八重山郡竹富町字竹富田真原2329番2の地先公有水面

(i) B埋立区域 八重山郡竹富町字竹富田真原2329番及び2329番2の地先公有水面

イ 区域

(7) A埋立区域 次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点から⑨の地点までを結ぶ平成25年の秋分の満潮位（D.L.+1.80メートル）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑨の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（D.L.+1.80メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 三等三角点竹富（北緯24度19分55秒1404、東経124度05分09秒5156）から76度23分23秒、927.93メートルの地点

②の地点 ①の地点から52度16分31秒9.46メートルの地点

③の地点 ②の地点から52度24分34秒10.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から60度42分12秒4.71メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から141度31分33秒1.35メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から51度32分53秒4.65メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から141度32分55秒36.08メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から231度39分12秒2.89メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から231度38分21秒25.91メートルの地点

(i) B埋立区域 次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点から⑩の地点までを結ぶ平成25年の秋分の満潮位（D.L.+1.80メートル）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑩の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（D.L.+1.80メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 三等三角点竹富（北緯24度19分55秒1404、東経124度05分09秒5156）から80度20分10秒、993.96メートルの地点

②の地点 ①の地点から141度31分35秒13.98メートルの地点

③の地点 ②の地点から231度31分16秒4.65メートルの地点

④の地点 ③の地点から141度31分33秒1.35メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から222度22分04秒4.71メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から230度40分06秒10.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から230度17分41秒9.22メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から328度56分17秒6.50メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から324度01分55秒10.06メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から51度40分42秒24.10メートルの地点

ウ 面積

A埋立区域 1,089.59平方メートル

B埋立区域 437.86平方メートル

合計 1,527.45平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 八重山郡竹富町字竹富田真原2329番2、2329番3及び2329番2に接する無地番地の地内並びに同地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次直線で結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 三等三角点竹富（北緯24度19分55秒1404、東経124度05分09秒5156）から73度04分03秒、895.47メートルの地点

②の地点 ①の地点から51度30分00秒179.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から141度30分01秒144.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から182度24分00秒50.84メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から231度30分00秒148.89メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から323度59分28秒14.53メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から323度09分49秒17.73メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から321度54分35秒131.59メートルの地点

ウ 面積 32,313.02平方メートル

4 埋立地の用途 船揚場用地

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年11月29日まで縦覧に供する。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年9月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人オエステコスタ
- 3 代表者の氏名 宮城春美
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市大謝名四丁目20番21号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域で個別に行われてきた様々な種類・種目のスポーツ・レクリエーション活動を総合・横断的に展開できる組織化を図り、広く地域住民を対象として、子どもから高齢者及び障がい者まで誰もが、いつでも、どこでもスポーツを楽しむことができるスポーツ・文化活動等の事業をとおして、地域住民の健康・体力・生きがいづくり、青少年の健全育成、コミュニティづくり等を推進し、もって地域の活性化に寄与するとともに地域社会に広く貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年11月25日まで縦覧に供する。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年9月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人おきなわ文化ネット
- 3 代表者の氏名 知念信正
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番6号新環境株式会社内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、人々が求める生涯学習と芸術文化の環境整備と活動支援に関する事業を行い、生涯学習と芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年11月25日まで縦覧に供する。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年9月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人OSPI
- 3 代表者の氏名 久保田昌人
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市泊2丁目1番地18T&C泊ビル6F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、今後の沖縄の情報産業の一端を担うオープンソースについて、その技術・課題を評価し、オープンソースコミュニティに参加又は立上げするとともに、沖縄県のオープンソース技術者を育成することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年11月28日まで縦覧に供する。
平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年9月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人うるま環境ネット
- 3 代表者の氏名 知念信正
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番6号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、環境問題の解決及び、資源循環型社会の実現をめざし、生ゴミの堆肥化及び廃棄物等のリサイクル推進、水の浄化等に関する事業を推進し、環境問題に対する意識の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年11月28日まで縦覧に供する。
平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年9月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際言語センター
- 3 代表者の氏名 翁長えりさ
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市字安里388番地の5
- 5 定款に記載された目的 この法人は、幼児から広く一般市民に対して、国際共通語としての英語の力を一層向上させることを目指すとともに多言語教育に関する事業を行い、国際交流、各国間の相互理解を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年11月28日まで縦覧に供する。
平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年9月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ソーシャルネットワーク協議会おきなわ
- 3 代表者の氏名 稲嶺穂
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県豊見城市字豊崎1番地490
- 5 定款に記載された目的 この法人は、一般の人々に対して、勉強会やセミナー、イベントなどの活動を通じて地域住民のソーシャルネットワークリテラシーを向上させ、広く地域の発展に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ニトリ豊見城店 豊見城市字豊崎3番96ほか1筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社光輝 那覇市松尾1丁目12番13号 代表取締役 高野哲朗
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年10月10日から同年11月10日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 はにんす宜野湾 宜野湾市大山七丁目1400番16
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社グシケン商事 浦添市勢理客四丁目19番19号 代表取締役 具志堅勉
- 3 法第8条第1項の規定による宜野湾市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年10月10日から同年11月10日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン安謝 那覇市字安謝664番地32ほか8筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 末吉康敏
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年10月10日から同年11月10日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）イオンタウン豊見城A 豊見城市字田頭田原155番4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 末吉康敏
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし

- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年10月10日から同年11月10日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 はにんす宜野湾 宜野湾市大山七丁目1400番16
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社グシケン商事 浦添市勢理客四丁目19番19号 代表取締役 具志堅勉
- 3 法第8条第1項の規定による宜野湾市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年10月10日から同年11月10日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン安謝 那覇市字安謝664番地22ほか8筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 末吉康敏
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要
 - (1) 夜間の荷さばき作業時間の短縮や作業員に対する騒音防止意識の周知などの対策を講じること。
 - (2) 付近住民などからの苦情又は相談が発生した際には、その受け入れ窓口を設置するなど、誠意を持って対応すること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年10月10日から同年11月10日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）イオンタウン豊見城A 豊見城市字田頭田原155番4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 末吉康敏
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成26年10月10日から同年11月10日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年10月22日 沖縄県指令土第1180号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 本部町字豊原734番1ほか6筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 緑地
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 本部町字豊原742番地 農業生産法人もとぶウェルネスフーズ株式会社 代表取締役 長濱徳勝
- 5 検査済証番号 平26年9月29日 第4141号
- 6 工事完了年月日 平成26年9月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年4月16日 沖縄県指令中土第1106号、平成25年9月12日 沖縄県指令中土第2569号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊舎堂129番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字新垣30番地 和田順一
- 5 検査済証番号 平成26年7月28日 C第168号
- 6 工事完了年月日 平成26年7月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年7月5日 沖縄県指令中土第1905号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長257番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長176番地の3 アルモニー・NY301号 真栄平房佳
- 5 検査済証番号 平成26年7月28日 C第169号
- 6 工事完了年月日 平成26年7月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年9月5日 沖縄県指令中土第2485号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小波津前原452番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字上原161番地の7 ホワイトテラスA-3号 小波津規晶
- 5 検査済証番号 平成26年7月30日 C第170号
- 6 工事完了年月日 平成26年7月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年11月25日 沖縄県指令中土第3400号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋814番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字安谷屋49番地 宮城信道
- 5 検査済証番号 平成26年8月6日 C第171号
- 6 工事完了年月日 平成26年7月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年7月5日 沖縄県指令中土第1906号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長前原257番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市城間一丁目21番11号ハイツゆう301号室 仲宗根豊、浦添市城間一丁目21番11号ハイツゆう301号室 仲宗根貴子
- 5 検査済証番号 平成26年8月8日 C第172号
- 6 工事完了年月日 平成26年7月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年8月27日 沖縄県指令中土第2414号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市志真志三丁目425番3ほか4筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市銘苅1丁目10番21号 株式会社コートドオール 代表取締役 比屋根俊男
- 5 検査済証番号 平成26年8月18日 C第173号
- 6 工事完了年月日 平成26年8月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年8月9日 沖縄県指令中土第2261号、平成26年8月26日 沖縄県指令中土第2407号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地南良800番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市大山三丁目29番11号トクムラANNE X II 205号 島袋真二、宜野湾市大山三丁目29番11号トクムラANNE X II 205号 島袋涼子
- 5 検査済証番号 平成26年8月27日 C第174号
- 6 工事完了年月日 平成26年7月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年4月26日 沖縄県指令中土第1222号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市字愛知163番25ほか14筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字北浜325番地11 安里晶喜
- 5 検査済証番号 平成26年8月29日 C第175号
- 6 工事完了年月日 平成26年8月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年1月7日 沖縄県指令中土第13号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字安室301番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市我如古二丁目28番22サンテラスちとせ302号 大城武博
- 5 検査済証番号 平成26年9月8日 C第176号
- 6 工事完了年月日 平成26年8月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年2月12日 沖縄県指令中土第438号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市大山五丁目1003番、1003番4及び1003番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市大山五丁目3番5 伊佐盛徳
- 5 検査済証番号 平成26年9月8日 C第177号
- 6 工事完了年月日 平成26年8月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 守

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年5月21日 沖縄県指令中土第1423号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市池原五丁目1321番2ほか16筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路及び緑地
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 読谷村字高志保1317番地 與那覇優、読谷村字楚辺2118番地 2 桃原榮、読谷村字伊良皆416番地 3 上地篤男
- 5 検査済証番号 平成26年 9月16日 C第178号
- 6 工事完了年月日 平成26年 8月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖繩県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年10月15日 沖繩県指令南土第1336号、平成25年 7月 5日 沖繩県指令南土第891号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山 6番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1169番地 4 エントピアシャトー203 前城修
- 5 検査済証番号 平成26年 6月11日 N第487号
- 6 工事完了年月日 平成26年 5月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖繩県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 7月 8日 沖繩県指令南土第900号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字与那覇御山武原401番 1、401番 2、401番 3、401番 4、404番 4、404番 5、404番10、404番11、406番 1、406番 2 及び406番 3
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖繩県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字与那覇506番地 島袋春一
- 5 検査済証番号 平成26年 6月20日 N第490号
- 6 工事完了年月日 平成26年 6月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖繩県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 8月 1日 沖繩県指令南土第993号、平成25年12月26日 沖繩県指令南土第1544号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川188番ほか 3筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖繩県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川188番地 伊佐眞行
- 5 検査済証番号 平成26年 6月20日 N第491号
- 6 工事完了年月日 平成26年 6月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年12月13日 沖縄県指令南土第1497号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字喜屋武408番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字喜屋武407番地1 野原勲
- 5 検査済証番号 平成26年6月24日 N第492号
- 6 工事完了年月日 平成26年6月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年7月2日 沖縄県指令南土第932号、平成24年12月26日 沖縄県指令南土第1634号（変更）、平成26年5月1日 沖縄県指令南土第530号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字兼城山田原673番1、673番4、673番5、674番3、675番3、675番4、677番11、677番12及び676番8
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字照屋21番地6 大城繁弘
- 5 検査済証番号 平成26年6月26日 N第493号
- 6 工事完了年月日 平成26年6月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年5月1日 沖縄県指令南土第622号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字上田50番1、50番8及び51番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字上田259番地 宜保直志
- 5 検査済証番号 平成26年6月26日 N第494号
- 6 工事完了年月日 平成26年6月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年6月21日 沖縄県指令南土第831号、平成26年5月30日 沖縄県指令南土第611号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字高嶺高嶺原85番1

3 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 種類 道路

(2) 位置及び区域 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泊2丁目15番地9 株式会社住太郎ホーム 代表取締役 高宮城實正

5 検査済証番号 平成26年6月26日 N第495号

6 工事完了年月日 平成26年6月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年6月19日 沖縄県指令南土第824号

2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄753番5

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字国場172番地嘉数アパート2-6 幸喜博史、那覇市字国場172番地嘉数アパート2-6 幸喜梨江

5 検査済証番号 平成26年6月30日 N第496号

6 工事完了年月日 平成26年6月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年7月16日 沖縄県指令南土第917号

2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字与座468番3、468番4及び470番3

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字糸満2427番地の1 ユートピア南浜301号 島袋博、糸満市字糸満2427番地の1 ユートピア南浜301号 島袋亜由美

5 検査済証番号 平成26年7月14日 N第497号

6 工事完了年月日 平成26年7月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年10月22日 沖縄県指令南土第1293号

2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原257番7

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字喜屋武76番地 金城明子

5 検査済証番号 平成26年7月14日 N第498号

6 工事完了年月日 平成26年6月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年10月10日

沖縄県南部土木事務所長 喜屋武 忠

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年4月25日 沖縄県指令南土第616号、平成26年3月31日 沖縄県指令南土第429号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平607番1、607番11、607番13、591番6及び591番9（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字宮平607番地1 社会福祉法人創清福祉会ていだ保育園 理事長 照屋清子
- 5 検査済証番号 平成26年7月14日 N第499号
- 6 工事完了年月日 平成26年6月30日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成26年10月10日

沖縄県立総合教育センター所長 山 田 保

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 ウォータージェット加工機（設置及び設定業務を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立総合教育センター 沖縄市与儀三丁目11番1号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成26年9月17日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 前原エンタープライズ株式会社 沖縄県那覇市銘苅1丁目14番16号
- 5 契約金額 46,386,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--